

見守り隊の活動について

寒中お見舞い申し上げます。平素は「見守り隊」の本格活動に向けての準備作業にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。本年度末の3月までには「災害時要援護者」の避難サポートの実働的な体制を作り上げたいと思いますので、引き続きよろしくようお願い申し上げます。

この文書は過日開催の1月6日（水）の役員・班長会にご出席された皆さんには席上でご報告申し上げ、ご了承を戴いた内容をまとめたものですが、欠席された方も居られますので、町会の役員・顧問には「見守り隊」の活動についての情報と方針を共有していただく目的で全員に配布いたします。ご一読いただいて1月度の役員会で同意された活動方針をご確認くださいようお願いいたします。また準備作業は未だ途上でありますので、本状記載の内容を含めて今後もいろいろなお願いごとをすることになりますが、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

別添資料一「グループ別支援希望者数」にありますように、昨年11月～12月にグループリーダーを中心に行った個別ヒヤリング調査を集約してリストアップされた支援希望者と、杉並区が集約した民生委員と震災救援所またはケア24による「たすけあいネットワーク＝地域の手」への登録希望者を合わせて、和田三丁目東町会地域内で「見守り隊」がお世話をするべき対象者は、昨年12月末時点で37名になっています。この対象者は区の登録者は3ヶ月ごとに更新されますし、町会の固有調査による希望者も情報入手の都度加減されるので人数は常に流動的ですが、「見守り隊」のスタート時点では先ずこの37名の方をサポートする仕組みを構築することを第一義に進めたいと考えます。

これまでの準備作業で町会固有の対象者のうちの十数名は、具体的に安否確認と避難サポートを引き受けてくださる支援者も決まりましたが、区の登録者は民生委員を窓口にしてサポートの仕組みを作ることが建前になっているため、町会役員や班長が主導するアプローチが制限されて、具体的な支援者が現時点では全く決っていない状況にあります。

特に当町会では民生委員が1名欠員になっていることが障害になって、空白区域を代行担当していただいている和田一丁目の民生委員に多大なご負担をかけていますが、やはり和田三丁目東町会員のニーズには当町会のメンバーで対応するのが本来あるべき姿でありますし、現実的な問題としてこのほうが時間的にも早道であると考えます。

この課題の解決策として、従前の班別グループ方式の「見守り隊」活動に加えて、町会役員・顧問＝見守り隊員の個々人が一人2～3名程度の対象者をお世話する窓口となって、対象者の所属班の班長さんの協力を得ながらサポートの仕組み作りを推進する方法を併用したいと考えます。具体的には対象者37名の中に役員・顧問の皆様が個人的にお知り合いの方がおられたら、その方のお世話の窓口（直接避難サポートの支援者になることではありません）を引き受けていただきます。役員・顧問の中にお知り合いが見つからない場

合には、従前どおりに対象者の所属する班担当の役員・顧問から窓口担当を選任します。

資料一2「見守り隊員 知己調査表」に記入していただいた結果を集約して、一部の方に負担が偏らないように配慮しながら、37名個人別のお世話の窓口になる役員・顧問を決めさせていただきます。決った窓口担当を対象者本人または家族に通知してご了解を得ます。区登録の対象者は所管する民生委員から通知し、区登録対象者以外の方には窓口の本人から直接に、もしくはグループリーダーあるいは班長経由で通知します。この手続きを行って対象者のご了解を得た後はお世話の窓口の役員・顧問が担当の「見守り隊員」の立場で、民生委員やグループリーダー抜きでも対象者と直接必要な情報交換やご相談ができる体制が整うこととなります。

担当が決った「見守り隊員」は出来るだけ早い機会に対象者本人あるいはご家族と面談して、昨年来継続して作業をお願いしていることですが、対象者の近隣の方で災害発生時に安否確認と避難のサポートをお願い出来る方を見つけ出して、支援者を引き受けてもらうように説得していただくことが先ず最初の役割です。

最近振り込め詐欺や悪質な訪問販売等の頻発で、ご自宅訪問に対してご高齢の方や独居の方の不安や不信には根強いものがありますので、訪問する際に身分確認をしてもらうための提示用に役員・顧問の個人名を記載して町会印を押印した「見守り隊員の証」を全員宛に用意しました。1月の役員会の出席者には既に配布済みですが、それ以外の役員・顧問用を同封いたしますのでご査収ください。「見守り隊」の活動業務で町会員の個人宅を訪問される際には、ストラップで首にかけて呈示することで不安感や不信感を払拭するために有効にご活用ください。

先行き1～2ヶ月かけて窓口担当の「見守り隊員」の活動によって対象者の支援体制が決ってくる時点で、対象者個人別に資料一3の態様の「避難サポートカード」を作成して対象者に差上げることが決まりました。ハガキサイズのフォトフレームに入れて対象者の身近な目につきやすいところに置いてもらうようお願いしてください。重ねてしつこくなりますが、この「避難サポートカード」に具体的に支援者の氏名と電話番号が掲載できるようにしていただくことが、「見守り隊員」の先ず最初の役割であるにご理解ください。

区の登録者の方の中には区が公的に設定した制度に登録をしてあるのだから、町会が主体の「見守り隊」などに世話になる必要などないはずと、誤った認識をさせている方が相当数居られます。区の制度に名前が登録されている方もそれ以外の方も、安否確認や避難サポートの要請に現実的に対応できる仕組みは、「向こう三軒両隣り」の力を束ねる形で「見守り隊」の活動が作り出す仕組み以外には無いのだということを、対象者全員にしっかりと認識してもらうと同時に、町会役員・顧問＝見守り隊員も仕組み作りに関わる自分の責務をしっかり自覚していただくようお願い申し上げます。

以上

「見守り隊」事務局 志達 和雄

TEL 3316-8025

本件についてのお問い合わせやご意見がございましたら、事務局あてにお願いします。